

# 教育研究費の運営・管理の責任体系

令和2年4月1日

## 国立大学法人福島大学教育研究費の取扱いに関する規程

最高管理責任者	学長
第4条 本学に、教育研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。	

統括管理責任者	総務を担当する副学長
第5条 本学に、最高管理責任者を補佐し、教育研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、総務担当副学長をもって充てる。	

部局責任者	事務局長
第6条 各部局における教育研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として部局責任者を置き、当該部局の長をもって充てる。	人間発達文化学類長 行政政策学類長 経済経営学類長 共生システム理工学類長 食農学類長 附属図書館長
	保健管理センター長 地域創造支援センター長 総合情報処理センター長 うつくしまふくしま未来支援センター長 国際交流センター長 アドミッションセンター長 環境放射能研究所長 附属小学校長 附属中学校長 附属特別支援学校長 附属幼稚園長

部局副責任者	課長、室長
第7条 各部局に、部局責任者を補佐し、教育研究費の運営・管理が円滑に行われるよう実効的な管理監督を行う者として部局副責任者を置き、当該部局責任者が指名する者をもって充てる。	人間発達文化学類支援室長 行政政策学類支援室長 経済経営学類支援室長 共生システム理工学類支援室長 食農学類支援室長 学術情報課長
	学生課長 地域連携課長 学術情報課長 地域連携課長 総務課長 入試課長 環境放射能研究所事務室長 附属小学校副校长、附属学校園支援室長 附属中学校副校长、附属学校園支援室長 附属特別支援学校副校长、附属学校園支援室長 附属幼稚園副園長、附属学校園支援室長

